

高校 消費者教育のためのヒント

令和4年3月16日掲載 福島県教育センター

令和4年4月1日より改正民法が施行され、消費者教育のいっそうの充実が求められています。消費者教育についての基礎的な情報をまとめてみました。指導計画の作成の際などにご利用ください。

1. なぜ消費者教育の充実が必要となったか

成年年齢の引下げにより、18～19歳でも一人で契約することが可能になった

民法の改正・・・令和4年4月1日から施行

(1) 成年年齢の引下げ（民法第4条）いずれも20歳から18歳に引き下げ

- ① 一人で有効な契約をすることができる年齢
- ② 親権に服することがなくなる年齢

(2) 女性の婚姻開始年齢の引上げ（民法第731条）婚姻開始年齢は男女とも18歳

2. 学習指導要領における消費者教育

新学習指導要領(R4施行)・・・公民科、家庭科で消費者教育に関する内容を充実

公民科	・公共	B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち ア(ア)から 多様な契約及び消費者の権利と責任
	・政治・経済	A 現代日本における政治・経済の諸課題 (1) 現代日本の政治・経済
家庭科	・家庭基礎	C 持続可能な消費生活・環境 (1) 生活における経済の計画 (2) 消費行動と意思決定 (3) 持続可能なライフスタイルと環境
	・家庭総合	C 持続可能な消費生活・環境 (1) 生活における経済の計画 (2) 消費行動と意思決定 (3) 持続可能なライフスタイルと環境

※ 公共、及び家庭基礎、家庭総合の「C持続可能な消費生活・環境」は第1, 2学年のうちに履修する。

※ 旧学習指導要領により履修している在校生については、新学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導する。

3. 消費者教育をすすめる際に注意したいこと

(1) 公民科と家庭科が連携するカリキュラム・マネジメント

どちらが先に学ぶのかを考慮する。

教材の重複を避ける。

(2) 最新の資料を使用

関係法令となる消費者基本法、消費者契約法、特定商取引法などが頻繁に改正されているため、できるだけ最新の資料を使用する。法令については消費者庁Webサイト「消費者庁の法律、制度について知りたい」がまとまっている。

(3) 特別活動との関連

ホームルーム活動の「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現 ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成」などが関わる。

4. 指導上参考となる省庁、団体のWebサイトと教材の紹介

※インターネットから手に入れた資料・図版等は、著作権に注意して教材化してください。

(1) 消費者庁 <https://www.caa.go.jp/>

① 消費者教育ポータルサイト <https://www.kportal.caa.go.jp/index.php>

消費生活センター等が作成した全国の教材、講座、取組の情報を検索できる。

② 消費者教育推進 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/

消費者教育のための教材・資料・イラスト

○高校生(若年者)向け消費者教育教材 生徒用教材・教師用解説書

「社会への扉 —12のクイズで学ぶ自立した消費者—」

※WebサイトでPdfファイルが手に入りますが、申し込めば生徒用教材、教師用解説書が消費者庁から学校に直送されます。

③ 「18歳から大人」特設ページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

!

(2) 国民生活センター <https://www.kokusen.go.jp/>

① テーマ別特集 https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/soudan_now.html

例) ・若者の消費者トラブル https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/wakamono.html

18歳から“大人” 18歳・19歳に気をつけてほしい消費者トラブル最新10選

若者向け注意喚起シリーズ(R3/5～更新中)

・タレント・モデル契約のトラブルにご注意!

・詐欺的な投資勧誘トラブル

- ② ライブラリ <https://www.kokusen.go.jp/category/library.html>
ウェブマガジン「国民生活」（旧月刊誌「国民生活」）・・・バックナンバーあり
2021年2月号 特集 高等学校における消費者教育の現状と実践
2019年6月号 特集 若者の消費者トラブルを防ぐには

(3) 福島県消費生活センター 消費生活センターポータル

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005b/syouthiseikatusennta-.html>

- ① 暮らしの豆知識（消費者トラブル防止の予備知識）
② 消費生活センターからのお知らせ（注意喚起情報等）
③ 消費者向け啓発
パンフレット 「CONSUMER' S EYE 消費者の目 若者に多い消費者トラブル 学生・新
社会人編」

(4) 全国消費生活相談員協会 <http://www.zenso.or.jp/>

(5) 文部科学省 消費者教育の推進について https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/

(6) 国立教育政策研究所教育課程研究センター

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料【高等学校「家庭」】

https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r030820_hig_katei.pdf

- ・事例1（p45～55） 単元名「成年として自立した経済生活を営むには」

「C 持続可能な消費生活」の(1)「生活における経済の計画」と(2)「消費行動と意思決定」との関連を図った単元であり、指導と評価の計画から評価の総括まで具体的に示されている。